**住宅の被害状況に関する申出書（住宅の応急修理に関する参考資料）**

令和　　年　　月　　日

二宮町長　　　　　　　様

住所

氏名

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、**自らの資力で**修理を行うことができず、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、**必要最小限の修理**を行うものです。

**１　応急修理対象箇所について**

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所は以下の部分です。

修理対象箇所

**２ 床について １**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

* 床組 または 下地板 が壊れている。
* 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
* 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

**３ 壁について １**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、 ① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）

② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ からなっています。）

* 柱・はり または 下地板 が壊れている。
* 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
* 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
* 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

**４ 屋根について １**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。）

* 屋根の下地材 が壊れている。
* 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、１室以上を使用できない。
* 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

**５ その他　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

　　自由記述欄